

平成27年3月17日

第67回 神戸市個人情報保護審議会

神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

(住宅都市局)

神市参区第 2300 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳データの情報】

神戸市内に在住の、平成27年3月31日現在69歳以上の者に係る下記情報

- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 住所
- ・ 住所コード
- ・ 生年月日
- ・ 年齢コード（5歳毎のコード化）

神住計第 2254 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係る購入者情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：住宅都市局計画部計画課

神鉄シニア利用促進パス事業に係る購入者情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・ 氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・ 住所
- ・ 住所コード
- ・ 年齢コード (5 歳毎のコード化)
- ・ 購入日
- ・ 購入場所
- ・ 購入枚数
- ・ 再発行情報 (再発行日)
- ・ 特記事項 (資格喪失事由、資格喪失日)
- ・ 発行番号

## 神鉄シニア利用促進パス事業に係る住民基本台帳データの利用と 電子計算機処理について

### 1 神鉄シニア利用促進パス事業の目的

西北神地域の公共交通ネットワークを担い、市民の通勤・通学・生活の足として欠かすことのできない神戸電鉄の利用者増加により、神戸市の公共交通ネットワークの維持・充実を図り、さらには社会参加機会増加の一助となることも期待できるシニア層を対象とした新たな割引乗車券の販売（交付）を予定している。

### 2 神鉄シニア利用促進パス事業の概要

#### (1) 販売の概要

- ・ 対象者： 市内在住の平成 27 年度内に 70 歳以上となる方
- ・ 券種： 有効期間内で 10 日分フリーパスとなる企画乗車券
- ・ 有効区間： 神戸電鉄全線（神戸高速線「湊川～新開地」除く）
- ・ 販売額： 1 枚 3,500 円
- ・ 有効期間： 販売開始日から 1 年間
- ・ 事業開始年度： 平成 27 年度
- ・ 販売方法： ① 対象者に、氏名・住所コード・年齢コード・発行番号を記載した販売引換券（兼交付申請書）を送付、② 販売所にて、販売引換券と引き換えに企画乗車券を販売

#### (2) 販売引換券（兼交付申請書）の送付

区政振興課から提供を受けた住民基本台帳情報（市内在住の平成 27 年度内に 70 歳以上となる市民）を利用し、対象者全員に対し、神鉄シニア利用促進パスの販売引換券（兼交付申請書）を送付する。なお、送付に係る宛名印刷は委託により実施するものとし、住民基本台帳情報のデータを委託事業者に提供する。また、販売引換券（兼交付申請書）には、あらかじめ対象者の氏名・住所コード・年齢コード・発行番号を印刷する。

#### (3) 回収した販売引換券（兼交付申請書）のデータ管理

販売所で購入者から回収した販売引換券（兼交付申請書）を委託事業者に提供し、販売引換券（兼交付申請書）にあらかじめ記載されている氏名・住所コード・年齢コード・発行番号および、販売所、販売枚数、販売したカード番号の情報を集計する。集計したデータは、今後の企画乗車券の割引内容や、価格設定等に活用していく。

### 3 住民基本台帳情報利用の必要性和効果

- ・ 本事業を実施するにあたり、限られた期間で周知を行う必要があり、対象者全員に直接販売引換券を郵送するためには、住民基本台帳情報を利用することが最も効率的である。
- ・ また、販売引換券を対象者全員に郵送することで、購入予定者が販売引換券を申請する手続きが軽減できるとともに、全ての対象者に対して、地域における公共交通の維持・活性化の観点で、神戸電鉄の利用促進の重要性を直接お知らせすることで潜在需要の喚起が期待できる。

### 4 購入者情報の電子計算機処理の必要性和効果

- ・ 購入者の住所地分布、年齢分布、購入枚数等を分析することで、本事業の効果を判断する材料とし、今後の公共交通施策の総合調整・立案に活用できる。
- ・ 販売したカードと購入者を紐づけることで、不正利用が発覚した場合に、原因者を速やかに特定できる。
- ・ 購入者情報を管理することで、販売引換券（兼交付申請書）を紛失した場合の問合せ等にも円滑に対応することができる。
- ・ 上記の迅速・効率的な実施にあたっては、対象者数が大量となるため、電子計算機処理が不可欠である。

### 5 処理件数

約30万件（予定）

### 6 スケジュール（予定）

～平成27年3月末：入力フォーマットの作成、テスト、神戸電鉄等関係機関との調整

平成27年4月上旬：区政振興課より住民基本台帳情報の提供を受け、神鉄シニア利用促進パスの販売引換券（兼交付申請書）を印刷開始  
印刷終了後、対象者へ販売引換券（兼交付申請書）送付

平成27年5月以降：神鉄シニア利用促進パス販売開始

～平成28年3月31日：電子計算機処理を行った購入者データについて、随時分析。

## 7 個人情報保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

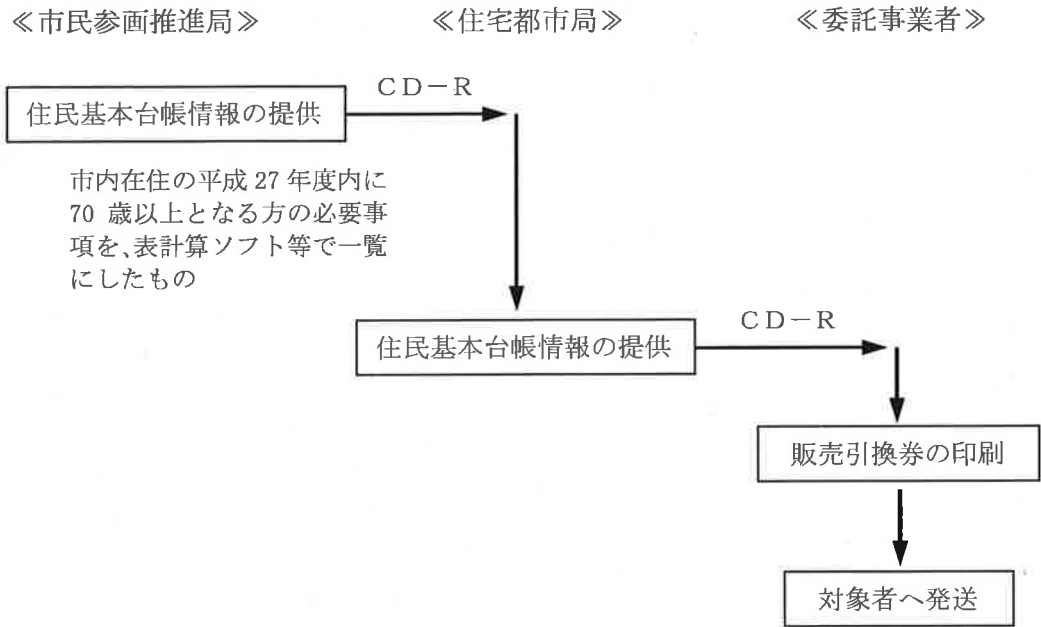
- ① PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行う。
- ② コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

### (2) 運用上の保護

- ① PC統合管理システムの端末機に係るパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ② 区政振興課から電子記録媒体（CD-R）により提供を受けた住民基本台帳情報および委託先事業者が電子計算機処理を施した神鉄シニア利用促進パス購入者情報については、課内の盗難防止措置をほどこした共用ハードディスクにパスワードを設定して管理し、閲覧できる職員を限定する。また、パスワードは定期的に変更する。
- ③ 販売引換券（兼交付申請書）の印刷および神鉄シニア利用促進パス購入者情報のデータ整理業務に係る委託契約等の際には、委託契約約款及び特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に則り、委託先事業者等における個人情報の適切な取扱いを徹底する。
- ④ 住民基本台帳情報データを委託先事業者へ電子記録媒体（CD-R）にて提供する際には、データファイルにはパスワードを設定し、直接手渡すとともに、受払簿に記録する。
- ⑤ 保存年限を経過した電子記録媒体（CD-R）に保存したデータは速やかに消去し、電子記録媒体（CD-R）はデータシュレッダー等で記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑥ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや溶融処理等確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑦ 購入者情報は、一定エリアの販売枚数や年齢別購入分布といった情報等に限定し、個人が特定できない形で必要に応じて公開する。
- ⑧ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修および指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。



【販売引換券送付フロー】



【購入者情報処理フロー】

